慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	テロとの戦いにおける国際機構の役割と人権問題： 国連システムとEUの取り組みにおける整合性とその限界
Sub Title	The role of international organizations in the fight against terrorism and the question of human rights : integrity and limitations of the counter-terrorism measures taken by the United Nations system and the European Union
Author	石垣, 泰司(Ishigaki, Yasuji)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.5 (2006. 5) ,p.27- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應EU研究会 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060515-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應EU研究会
論説

テロ[1)]との戦いにおける国際機構の役割と人権問題

――国連システムとEUの取り組みにおける整合性とその限界――

石　垣　泰　司

Ⅰ　序説
Ⅱ　国連システムにおける取り組み
　1．9.11事件以前
　2．9.11事件以後
Ⅲ　EUにおける取り組み
　1．EU諸国におけるテロの脅威の性質の変化―各国固有（民族主義的、分離主義的）のものから共通化へ
　2．9.11事件以前のテロ対策
　3．9.11事件以後のテロ対策の強化、組織化
Ⅳ　テロと人権問題
Ⅴ　国際機構の役割と限界
　1．積極面
　2．問題点と限界
Ⅵ　結語

1）テロとの戦いという場合のテロは、個々のテロ行為というよりもテロ行為一般ないしテロ行為を実行するテロリストの主義、主張を包含しているので、むしろテロリズムという方がぴったりするが、本稿では、テロ言う場合必ずしも厳格にその何れかを指す場合に限定し、区別することなく、テロ行為またはテロリズムのいずれかを指す略称として使用することする。

Ⅰ　序説

⑴　テロリズム[2]問題の現段階

テロリズムの問題は、今日の国際関係において最もやっかいな問題となっていることは疑いを入れない。テロ自体は、古くてから存在する問題であるが、今日のテロリズムは、ひとりそのターゲットとされた個人、政府当事者のみならず、多数の国家および国民に直接間接大きな被害や影響をを与え、大国の武力行使や国際機構による制裁措置を招きうることから、いまや国際関係を大きく動かす要素として国際社会全体が真剣に取り組まなければならない重大な問題[3]となっていることは異論のないところであろう。

しかもテロを動かしている主体やそれを煽り、支援している当事者がかつてテロ支援国家と呼ばれたリビヤとかタリバン政権のように国家であったときは対策をほどこすべき相手方が比較的はっきりしていたが、９.11事件以後の今日の世界においてやっかいなのは、テロ行為の企画・実行主体がもはや国家ではなく、とらえどころのない、いわば姿の見えない相手、非国家主体であることである。しかもその相手方は、国家と同等ないし小国家の能力を凌ぐ破壊力を保有し、国家として無視し得ない、否、何としてもこれを押さえ込み、撲滅しなければならない相手となっているからである。

とりわけ、近年、テロの形態、影響度が大きく変化し、とくに９.11事件を契機として、諸国の取り組みが緊密化し相互に連携を取り、グローバル化するに至った。すなわち、以前は、テロは、個別国家、地域別、セクター別に個別

２）同上

３）2001年11月12日国連安全保障理事会が閣僚レベル会合を開催し、採択した「テロリズムと戦うためのグローバルな努力に関する宣言」（決議S/RES/1377（2001））の主文第１項は、「国際テロリズムの行為は、21世紀における国際の平和と安全に対する最も深刻な脅威の１つであることを宣言する」と述べ、また他の累次の国連総会決議（（例えばA/RES/49/60））もテロは、人権・基本的自由・社会の民主的基盤の破壊をもたらすものであるとしている。

性が顕著であったが、今日はむしろ共通性がみられ、総合的、地球規模的取り組みが必要となり、長期にわたる忍耐強い取り組みが必要となった。

⑵　国際機構とテロおよび人権問題

テロとの戦いにおける国際機構の役割は、決定的に重要であり、今日殆どすべての一般的、専門的、地域的国際機構がなんらかの形でテロ対策に関与、取り組むに至っている。

テロとの直接の対峙および対応は、まず国家レベルで行われるが、いずれの国家も単独の力では対応はほとんど不可能となっている。よって、他の諸国との連携および国際協力が必須となるが、テロとの戦いに共通の利害を見いだす多数の諸国間の国際協力が重要であり、一般的国際機構である国連および地域的協力機構である欧州連合（EU）においては、９.11事件以前よりテロへの対処が再三協議、重要決定がなされてきたが、９.11事件を契機としてさらに組織化され、強力に推進されてきている。

さらに、テロとの戦いが進行するとともに、テロ行為による犠牲者の人権に加え、強力な人権対策が広範囲の人々の人権に大きな影響を与えている現実が明らかとなり、テロ対策と人権問題との間にどのようなバランスを見いだすべきかも重要になってきている。

本稿においては、９.11事件を分岐点として大きく変化したテロとの戦いにおける国連システムとEUにおける取り組みのプロセスを検証し、テロとの戦いと人権問題の相関関係、影響を論ずるとともに、テロとの戦いにおける国際機構の役割と限界を考察することとする。

Ⅱ　国連システムにおける取り組み

国連システムにおけるテロとの戦いは、９.11事件を契機として大きく変化した。

９.11事件以前は、取り組みは、個別的、セクター別対応が顕著であったが、

同事件後、個別的アプローチに加え、広範囲にわたる、総合的な対応に変化、発展した。

1．9.11事件以前

(1) 初期における国連総会の取り組み[4)]

9.11事件以前においても、国連においてはテロリズムの問題は様々な形で取り上げられてきた。すなわち1960年代から1970年代にかけての第3次、第4次中東戦争の結果イスラエルがパレスチナの占領地を拡大したことに対するアラブ側抵抗運動が高まり、また東西の冷戦下とはいえ各地の植民地独立、分離主義運動も根強かったことから国際テロ事件が頻発するようになった。これらの動きを受けて、国連総会においても国際テロリズムに対する関心が高まった。1970年10月24日国連第25回総会で採択された「友好関係原則宣言」（A/2625（XXV））[5)]においても「いずれの国も、他国において内戦行為またはテロリズム行為を組織し、教唆し、援助しもしくはそれらに参加すること、またはこのような行為を行うことを目的とした自国の領域内における組織的活動を黙認することについて、これらの行為が武力による威嚇または武力の行使を伴う場合には慎む義務を負う」旨規定した。ついで、1972年12月の国連総会で国際テロリズムを防止する諸措置に関する決議（A/3034（XXVII））[6)]が採択され、国際テロリズムの問題を緊急に検討するためとして日本を含む35ヶ国からなるアドホック委員会が設置された。しかし、テロの定義や取り上げるべき措置の優先順位についての意見の不一致があらわとなったため実質的成果はえられず、

4）Ved P. Nanda, Terrorism, International Law and International Organizations, Law in the War on International Terrorism, Transnational Publishers,Inc. 2005.

5）「友好関係原則宣言」U. N. General Assembly Resolution（A/2625（XXV））: Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Cooperation among States in accordance with the Charter of the united Nations, adopted on 24 October 1970.

6）U.N. General Assembly Resolution（A/3034（XXVII）adopted on 18 December 1972.

1974年12月採択の決議（A/31/102）でテロ行為を改めて非難するとともに、アドホック委員会の活動の再活性化を図らんとしたが十分な成果をあげ得ず、1976年には延長されることなく、活動を終えた。

(2) セクター別個別テロ行為の犯罪化アプローチ――12テロ防止条約

一方、国連システムにおいては、テロの諸形態の中でも、まず60年代から80年代にかけて多発したハイジャックや人質をとるテロ行為などに最も緊急に対処する必要から、これらのテロ行為への対応に精力的な取り組みがなされ、具体的成果としてセクター別に個別のテロ行為を犯罪化[7]する諸条約が締結された。このような条約として、まず最初に締結されたのは、ハイジャックをはじめとする航空機に関するテロ行為の防止条約で、当時パレスチナ人民解放戦線（PFLP）や日本赤軍、バーダー・マインホフ・グループなどの極左過激派によるハイジャックが頻繁に起きるようになったため航空機の安全の確保に最大の関心が払われ、国際民間航空機関（ICAO）が中心となって不十分な点を試行錯誤的に後の条約で手当てしていく形で、計５つの次の条約が締結された

7）J.Wouters and F.Naert, Shockwaves through Intrnational Law after 11 September: Finding the Right Responses to the Challenges of International Terrorism, Legal Instruments in the Fight against International Terrorism（C.Fijnaht, J.Wouters and F.Naert（eds.）), Martinus Nijhoff Publishers Leiden/Boston 2004.

8）ICAO aviation security （http://www.icao.int/atb/avsec/indexs.asp?static=legal）

①Convention on Offences and Certain Other Acts Committed on Board Aircraft, signed at Tokyo on 14 September 1963.

②Convention for the Suppression of Unlawful Seizure of Aircraft, signed at the Hague on 16 December 1970.

③Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation, signed at Montreal on 23 September 1971.

④Protocol on the Suppression of Unlawful Acts of Violence at Airports Serving International Civil Aviation, supplementary to the Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation, signed at Montreal on 24 February 1988.

⑤Convention on the Marking of Plastic Explosives for the Purpose of Detection, signed at Montreal on 1 March 1991.

[8]。

1）1963年　航空機内の犯罪防止条約［東京条約］（寄託先ICAO）

2）1970年　航空機不法奪取防止条約［ヘーグ条約］（同米英ロシア）

3）1971年　民間航空不法行為防止条約［モントリオール条約］［ヘーグ条約]（同米英ロ）

4）1988年　空港不法行為防止議定書［ヘーグ条約］（同米英ロシア、ICAO）

5）1991年　プラスチック爆薬探知条約（同ICAO）

ついで人質をとるテロ行為に対処するため次の2条約が締結された[9]。

6）1973年　国家代表等犯罪防止処罰条約（国連総会で採択）

7）1979年　人質行為防止条約（国連総会で採択）

さらに核物質防護、海洋航行、爆発物への対応が急務となるなど、その時々の個別テロ状況に順次対応して国際原子力機関（IAEA）や国際海事機構

9）⑥Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons, including Diplomatic Agents, adopted by the General Assembly of the United Nations on 14 December 1973.

⑦International Convention against the Taking of Hostages, adopted by the General Assembly of the United Nations on 17 December 1979.

10）⑧Convention on the Physical Protection of Nuclear Material, signed at Vienna on 3 March 1980.（Deposited with the Director-General of the International Atomic Energy Agency）

⑨Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Maritime Navigation, done at Rome on 10 March 1988.（Deposited with the Secretary-General of the International Maritime Organization）

⑩Protocol for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Fixed Platforms Located on the Continental Shelf, done at Rome on 10 March 1988.（Deposited with the Secretary-General of the International Maritime Organization）

⑪International Convention for the Suppression of Terrorist Bombings, adopted by the General Assembly of the United Nations on 15 December 1997.

⑫International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism, adopted

（IMO）が中心となり国連主催国際会議が開催され、次々と条約を締結、テロへの対応がはかられてきた[10]。合計12の条約が締結された[11]。

8）1980年　核物質防護条約（寄託先IAEA）

9）1988年　海洋航行不法行為防止条約（寄託先IMO）

10）1988年　大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書（寄託先IMO）

11）1997年　爆弾テロ防止条約（国連総会で採択）

12）1999年　テロ資金供与防止条約（国連総会で採択）

これらテロ防止関連条約は、条約により規定の仕方は異なるが、テロ取り締まりに関する国際協力の法的枠組みを定めたもので、基本的型は、各条約とも当該国際テロ行為の構成要件を定め、締約国国内法で重い犯罪とし、容疑者をいずれかの条約締約国での裁判による処罰を可能にするための裁判管轄権を定め、締約国内での外国人によるテロ行為についても犯罪人は「訴追するかまたは引渡す」を義務付け[12]、テロリストの資金源等も絶つものとなっている。このような個別アプローチによる対処も非常に有用ではあったが、限界もあり、別途の対応が模索されるようになる。

（3）　国連総会のテロ対策への取り組みと包括的テロ防止条約の審議開始

こうして、上記諸条約締結が行われる中、1993年６月ウイーンで開催された

---

by the General Assembly of the United Nations on 9 December 1999.

11）United Nations Treaty Collection, Conventions on Terrorism（http://untreaty.un.org/English/Terrorism.asp;http://www.unodc.org/unodc/terrorism_conventions.html）

12）松井芳郎、「テロ、戦争、自衛」東信堂　2002年　pp.5－8.

13）Vienna Declaration and Programme of Action, 1993 Vienna World Conference on Human Rights（A/CONF.157/23）.

“17. The acts, methods and practices of terrorism in all its forms and manifestations as well as linkage in some countries to drug trafficking are activities aimed at the destruction of human rights, fundamental freedoms and democracy, threatening territorial integrity, security of States and destabilizing legitimately constituted Governments. The international community should take the necessary steps to enhance cooperation to prevent and combat terrorism.”

世界人権会議において国際テロリズムの脅威について警鐘が鳴らされた[13]のを受けて、国連総会においても国際テロリズムに対して取り組む必要性が再認識され、1994年12月次の諸点を骨子とする「国際テロリズムを撲滅する諸措置に関する宣言」が決議（A/RES/49/60）された[14]。

1）加盟国は、「場所が何処であれ、誰によるものであっても、あらゆるテロ行為は犯罪かつ不正なものとして強く非難する」(condemnation of all acts, methods and practices of terrorism, as criminal and unjustifiable, wherever and by whomever committed)[15]

2）テロ行為は、国連の目的及び原則の重大な違反であり、国際の平和と安全に対する脅威となりうるものであり、人権・基本的自由・社会の民主的基盤の破壊をもたらす

3）一般民衆や特定の人々を対象とするテロ行為は、政治的、哲学的、イデオロギー的、人種的、民族的、宗教的動機の如何を問わず正当化し得ない

4）各国家は、国連憲章その他国際法に従いテロ行為を組織、教唆、参加、支援してはならない

5）各国家は、国際テロリズムの早急な撲滅のため、①実際的諸措置をとり、②テロ行為実行者の逮捕、起訴、引渡し、③情報交換、④現行国際テロ防止諸条約の実施、⑤難民制度がテロリストに利用されないよう注意を行う

6）以上のための国際協力を強化する

上記は、その後の国連決議の骨組みとなった。

ついで、1996年12月総会決議（A//RES/51/210）により、重ねてあらゆるテロ行為を強く非難し、上記1994年12月「国際テロリズムを撲滅する諸措置に関する宣言」総会決議の内容を再確認、補強[16]するとともに、すべての国に対

14）U.N. General Assembly Resolution（A/RES/49/60）adopted on 9 December 1994.

15）この言葉は、その後の国連総会決議でも一貫してそのまま使用されている。

し、情報収集、テロ活動テロ支援の抑制を要請し、すべての加盟国に開放された「アドホック委員会」（Ad Hoc Committee）を設置した。同アドホック委員会は、右再発足以来毎年マンデートが延長されることになるが、国際テロに対して協調した行動をとることが重要であるとの見地から全ての関連国際条約に可能な限り早期に加入することを呼びかけ、主としてテロ条約を一層整備することに精力的に取り組んだ結果、その活動の成果として、前記1997年爆弾テロ防止条約、1999年テロ資金供与防止条約が締結され、核テロ防止条約についても審議を行った。

一方、国連におけるテロ対策に関しては、個別セクター・アプローチのみでは不十分との意見があり、インドより1996年包括的テロ防止条約の作成が提案され[17]、2000年２月には27条からなる条約草案が提出された[18]。2000年12月12日決議（A/RES/55/158）[19]により包括的核テロ防止条約の作成および核テロ防護条約の残存問題の解決を求められた。アドホック委員会は、随時会議を開催するとともに、国連総会会期中は第六委員会において審議を継続し、2000年９月から、包括テロ防止条約草案について交渉が開始された。

⑷　国連安全保障理事会の個別テロ事件への対応

国連安全保障理事会（以後安保理と略す）は、国連憲章上国際の平和と安全に関する主要な責任を有することから、国際の平和と安全にかかわるような国際テロリズム事件をつぎのとおり順次取り扱うようになり、1988年ロッカビー事件や1998年ケニア・タンザニア事件等重要事件にも個別に対応した。

１）国際テロ事件に対する安保理議長声明

16）すべての国に対し1996年７月パリで開催されたテロ対策に関するＧ７およびロシア閣僚会議等で採択された提言を踏まえた一層の具体的諸措置をとるよう勧告している。

17）A/C.6/51/6（11 Nov.1996）.

18）A/C.6/55/1（28 Aug.2000）, A/C.6/55/L.2（19 Oct.2000）.

19）U.N. General Assembly Resolution（A/RES/55/158）adopted on 12 December 2000.

1989年11月レバノン大統領暗殺事件や1994年７月18日ブエノスアイレス・テロ事件（イスラエル・コミュニティーセンター爆破事件）、さらには1994年７月26、27日ロンドン・テロ事件、1995年１月22日イスラエル・ノルディアでのテロ事件に関し、これら事件のテロ行為を強く非難する安保理議長声明が発出された。

２）ロッカビー事件

1988年12月21日英国スコットランド地方ロッカビー村上空を飛行中のパンアメリカン航空103便ボーイング747型機が爆発を起こして墜落し、同機に搭乗していた全員と、巻き添えになった住民11名の計270名が死亡した。墜落の原因は爆弾の爆発によるもので、高度のプラスチック爆弾が使用されたとされたことから、安保理は、1989年６月14日航空機の安全を脅かしているプラスチック爆弾探知問題を審議し、プラスチック爆弾探知技術の改善のための国際協力を呼びかける決議（S/RES/635（1989））[20]を採択した。

一方、米、英両国は、同事件の容疑者としてリビアの情報機関に所属するリビア人２名の身柄引渡しを要求し、安保理は、92年３月、安保理決議748に基づき国際線航空機のリビア発着と領空通過の禁止、武器の全面禁輸および外交関係の縮小を骨子とした石油輸出禁止を除く国連制裁措置を発動した。

さらに93年11月安保理は安保理決議883に基づき、リビアの政府、企業、国民に帰属する海外の資金や金融資産の部分的凍結、特定の石油関連機器・機材の禁輸、リビアに対する航空機の部品、エンジニア、保守サービス、航空機保険などの供給の禁止を柱とする制裁の追加を採択し、同年12月から実施された。結局、同事件に関しては、98年になってリビア政府は、「スコットランド法に従ってスコットランドの裁判官によるオランダでの法廷で、２人の容疑者が裁判にかけられることを是認する」ことを表明し、1999年４月容疑者２名をオランダ当局に引き渡したことにより安保理は99年７月、10年近くにわたった対リビア国連制裁を解除ではないが「停止」するに至った[21]。

20）U.N. Security Council Resolution（S/RES/635（1989））adopted on 14 June 1989.

3）在ケニア･タンザニアの米大使館爆破事件

1998年８月７日、ケニアのナイロビおよびタンザニアのダレサラームにおいてほぼ同時に米大使館を狙った爆弾テロ事件が発生し、ケニアで約250人死亡、約5,000人が負傷、タンザニアで11人死亡、70余人負傷した。

タンザニア、ケニア両国での米国大使館同時連続爆破事件を受け、次の４つの安保理決議（S/RES/1189，1267，1269，1333）が採択され[22]、タリバン政権に対しテロ支援の停止を要求した。

①　安保理決議1189（1998年８月13日）

テロリストによる爆破攻撃を強く非難し、ケニア、タンザニア及び米国政府が行っている事件捜査、容疑者の逮捕・裁判と復興支援への協力をすべての国と国際機関に対し呼びかけると共に、テロ行為の再発防止、実行犯の訴追、処罰のための実効的措置を緊急にとるようすべての国に要請した。

②　安保理決議1267（1999年10月15日）

アフガニスタンのタリバン政権は、同事件のほか1993年のニューヨークの世界貿易センタービル爆破事件や96年のサウジアラビアにおける米軍施設の爆破事件にも関与したとみられるビンラディンを保護し、かくまっているとみられたことから、この決議において、安保理は、国連憲章第７章の下で、タリバン政府に対し、テロリスト訓練基地にアフガニスタン領土を使用させていることを直ちにやめ、ビンラディンの身柄引き渡しを要求、すべての国による航空機の発着禁止、資金の凍結の制裁措置を発動、1267委員会を設置した。

21）一方、２名のいわゆるロッカビー事件裁判はオランダの特別法廷で裁かれ、2001年１月31日に第１審が結審し、うちメグラヒ容疑者は有罪（終身刑）、フヒマ容疑者には証拠不十分として無罪の判決が下された。（メグラヒ容疑者はその後控訴。）無罪判決を受けた者は直ちにリビアに帰国した。さらに2003年には、遺族に対する総額27億ドルの補償金支払いを約束。リビア政府は、事件への直接関与について最初は否定したものの、後に米国の圧力を受けて撤回し、責任を認めた。

22）U.N. Security Council Resolutions （S/RES/1189, 1267, 1269,1333).

③　安保理決議1269（1999年10月19日）

最も強い言葉であらゆるテロ行為を強く非難し（unequivocally condemn all acts, methods and practices of terrorism, as criminal and unjustifiable, in all their forms and manifestations, regardless of their motivation, wherever and by whomever committed）、集団的行動枠組みを設定、テロ条約の完全実施、加入、条約の完成、テロ行為の防止、テロリストの処罰を要求。

④　安保理決議1333（2000年12月19日）

ビンラディンの身柄引き渡しを再要求、タリバン政権に対する制裁を強化した。しかし、こうした一連の安保理決議は一切無視され、世界を震撼させる同時多発テロが引き起されることとなる。

2．9.11事件以後

⑴ 9.11事件直後の国連の対応と安保理決議1373

上述のような状況下において9.11事件[23]が発生するや事件の現場ニューヨークに本部が所在する国連は、国際機構の中で最も迅速な対応を示し、国連総会および安保理ともそれぞれ緊急の諸措置をとった。すなわち、事件の翌日の9月12日、国連総会は、189全加盟国のコンセンサスにより同事件を非難し、

23）本稿で9.11事件とは、わが国では「同時多発テロ事件」とも呼ばれるが、19名のハイジャック犯の連携したテロ行動により、2001年9月11日、①午前8時45分（日本時間同日午後9時45分）、ボストン発ロスアンゼルス行きアメリカン航空11便がニューヨークの世界貿易センターの北棟ビルに突入し、続いて②午前9時5分（日本時間午後10時5分）、ボストン発ロスアンゼルス行きユナイテッド航空175便が南棟ビルに突入し、また③午前9時39分、ワシントン発ロスアンゼルス行きアメリカン航空77便がワシントンD.C.郊外の国防総省ビルに突入、建物の一部が倒壊し、さらに④午前10時10分（日本時間午後11時10分）、ニューワーク発サンフランシスコ行きユナイテッド航空93便がピッツバーグ近郊の林に墜落し、非常に多数の死傷者と関係施設の損壊等の被害を生じせしめた国際テロ事件をいう。米国で一日にこれだけの犠牲者が出たのは、南北戦争以来といわれる。（U.S. Department of Justice, Federal Bureau of Investigation, F.B.I. announces List of 19 Hijackers, Press Release, Sept.14, 2001）

テロ行為の阻止と根絶を図り、実行犯とその支援者の責任を糾弾し、国際協力を呼びかける決議（A/RES/56/1）を採択[24]するとともに、同日安保理も決議1368（2001）（S/RES/1368（2001）[25]を採択した[26]。

後者の安保理決議は、主文で同事件を強く非難し、今回のテロ攻撃が「国際の平和及び安全に対する脅威であると認め」（regards such acts as a threat to international peace and security）、すべての国に対しテロ実行者を裁判に付すよう緊急に協働することを呼びかけ、国際社会がテロ防止諸条約および安保理決議の完全実施によりテロ行為を防止、抑圧するための努力を倍加することを求め、さらに前文では「個別的又は集団的自衛の固有の権利」（*Recognizing* the inherent right of individual or collective self-defence in accordance with the Charter）にも言及するものであった。

ついで、2001年９月28日、安保理は、さらに決議1373（2001）[27]を採択した。

同決議は、その前文において、①９.11事件のテロ攻撃に対する断固とした非難を再確認するとともに、かかるあらゆる行為を防止するとの決意を表明し、②世界のさまざまな地域において、不寛容あるいは過激主義を動機とするテロ行為が増大していることを深く憂慮し、③各国に対し、協力の強化、および、テロ行為を阻止し、取り締まるために緊急の共同作業を行うよう求め、④国連総会が1970年10月の決議2625（XXV）によって確立し、安保理が1998年８月13日の決議1189（1998）で繰り返した原則、すなわち、各々の国は他国におけるテロ行為の組織、教唆、援助あるいはそれへの参加、または、かかる行為の実

24）U.N. General Assembly Resolution（A/RES/56/1）adopted on 12 September 2001.

25）U.N. Security Council Resolution（S/RES/1368（2001） adopted on 12 September 2001.

26）Peter Kovacs, The United Nations in the Fight against International Terrorism, Ved P.Nanda, Law in the War on International Terrorism, Transnational Publishers,Inc. 2005, pp.41-53.

27）U.N. Security Council Resolution（S/RES/1373（2001） adopted on 28 September 2001.

行を目指す自国領域内での組織的活動の黙認を慎む義務を有するという原則を再確認し、国連憲章第７章の下ですべての国家が以下の措置をとるべしとの決定を行った。

イ．テロ行為の資金の提供禁止および凍結措置

ロ．テロ行為に関与する主体へのあらゆる形態の支援提供を慎むこと

ハ．実効的な国境警備および渡航書類の不正使用の防止措置によりテロリストあるいはテロ集団の国境移動を阻止すること

ニ．特に、テロリストあるいはそのネットワークの行動あるいは移動、武器、弾薬その他物資の密輸、テロ集団による通信技術の使用等によって提起される脅威に関する作戦情報の交換を強化

ホ．テロ行為の実行を阻止するために、国際法と国内法に従った情報交換を行うとともに、行政と司法に関する協力を図ること

ヘ．特に、二国間および多国間の取極めと合意を通じ、テロ攻撃の阻止と取り締まりを図り、かかる行為の実行に対抗する行動を取るための協力を行うこと

ト．難民の地位がテロ行為の犯人、組織者あるいは促進者によって悪用されないこと、および、政治的動機の主張がテロ容疑者の引渡し要請を拒否する言い訳として認められないことを確保すること

チ．国際テロと、越境犯罪、不正薬物、マネー・ローンダリング、武器の違法取引、ならびに、核、科学、生物およびその他の潜在的致死性を有する物質との密接な係わり合いに憂慮をもって留意し、また、この関連で、国際の安全に対するこの深刻な挑戦と脅威へのグローバルな対応を強化するため、国内、小地域、地域および国際レベルでの努力の調整を強化すること

さらに、同決議は、本件決議の履行を監視するためとして、安保理の全理事国から構成される委員会を設置し、すべての国に対し、本件決議の採択日から90日後までに、および、それ以降も、決議履行のために自らが講じた措置を委員会に報告するよう要請を行った。

上記安保理決議1373は、テロへの対応を国連憲章第７章の下で全加盟国の行動

を拘束する強制措置として行うことを宣明したもので画期的なものであった[28)]。

安保理が設置した委員会は、「対テロ委員会」(Counter-Terrorism Committee)と呼ばれ、全加盟国に報告を求め、提出された報告書をレビューし、テロ対処能力の向上のための支援を行っている。また、国連システムの関係諸機関のほかEUその他の地域的諸機関(APEC, ASEAN, OAS, NATO等)とも連携協力を推進している。

さらに、安保理は、その後も国際の平和と安全にかかわる国際テロ問題に関する多数の決議を採択している[29)]。

(2) 総会審議とアドホック委員会

アドホック委員会は、核テロ防止条約の残存問題および包括的テロ防止条約の審議を継続してきたが、さらに両条約の審議促進につとめ、2005年4月総会で核テロ防止条約採択に成功した(13番目のテロ防止条約)。2005年7月には核

---

28) Walter Gehr, The Counter-Terrorism Committee and Security Council Resolution 1373 (2001), Wolfgang Benedek and Alice Yotopoulos-Marangopoulos (eds.), Anti-Terrorist Measures and Human Rights, Martinus Nijhoff Publishers Leiden/Boston 2004.

29) 2005年9月までにテロ問題に関して安保理で以下のような決議が採択されている。

[2001年]

S/RES/1377 (2001) [on the adoption of declaration on the global effort to combat terrorism] (12 November 2001).

S/RES/1378 (2001) (14 November 2001).

[2002年]

S/RES/1438 (2002) [on the bomb attacks in Bali, Indonesia].

S/RES/1440 (2002) [on condemning the act of taking hostages in Moscow, Russian Federation, on 23 October 2002].

S/RES/1450 (2002) [on condemning the terrorist bomb attack, in Kikambala, Kenya, and the attempted missile attack on the airline departing Mombasa, Kenya, 28 November 2002].

S/RES/1452 (2002) [on implementation of measures imposed by paragraph 4 (b) of Resolution 1267 (1999) and paragraph 1 and 2 (a) of Resolution 1390 (2002)].

[2003年]

S/RES/1455 (2003) [on improving implementation of measures imposed by para-

物質防護条約改正を採択した。

包括的テロ防止条約についても論議の促進の努力が払われたが、定義問題をはじめとする少数の問題で意見がするどく対立し難航し進展が阻まれた[30]。

graph 4（b）of Resolution 1267（1999）, paragraph 8（c）of Resolution 1333（2000）and paragraphs 1 and 2 of Resolution 1390（2002）on measures against the Taliban and Al-Qaida］.

S/RES/1456（2003）［High-level meeting of the Security Council: combating terrorism］.

S/RES/1465（2003）［on the bomb attack in Bogota, Colombia］.

S/RES/1516（2003）［on the bomb attacks in Istanbul, Turkey, on 15 November 2003 and 20 November 2003］.

［2004年］

S/RES/1526（2004）［Threats to international peace and security caused by terrorist acts］.

S/RES/1530（2004）［on the bomb attacks in Madrid, Spain, on 11 March 2004］.

S/RES/1535（2004）［Threats to international peace and security caused by terrorist acts］.

S/RES/1540（2004）［Threats to international peace and security］.

S/RES/1566（2004）［Threats to international peace and security］.

［2005年］

S/RES/1611（2005）［Threats to international peace and security caused by terrorist acts］.

S/RES/1617（2005）［Threats to international peace and security caused by terrorist acts］.

S/RES/1618（2005）［Threats to international peace and security caused by terrorist acts］.

30）人権NGOからも意見表明がなされている（Amnesty International/Human Rights Watch, Joint Letter on Comprehensive Convention Against International Terrorism（http://www.hrw.org/press/2002/01/terror012802-1tr.htm））.

9.11事件事件以後これらテロ条約への諸国の加入は、著しく増加し、資金規正条約は、極めて迅速に発効した。12条約の批准は15パーセント増加し、すべての12条約の批准国が14ヶ国となった。2004年8月の事務総長報告[31]は、22のテロ防止にかかる国際的および地域的条約への批准を了した締約国数について記載しているが、前記12条約については以下の通り。

1）1963年航空機内の犯罪防止条約　178ヶ国
2）1970年航空機不法奪取防止条約　177ヶ国
3）1971年民間航空不法行為防止条約　180ヶ国
4）1988年空港不法行為防止議定書　146ヶ国
5）1991年プラスチック爆薬探知条約　106ヶ国
6）1973年国家代表等犯罪防止処罰条約　149ヶ国
7）1979年人質行為防止条約　140ヶ国
8）1980年核物質防護条約　104ヶ国
9）1988年海洋航行不法行為防止条約　104ヶ国
10）1988年大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書　95ヶ国
11）1997年爆弾テロ防止条約　124ヶ国
12）1999年テロ資金供与防止条約　118ヶ国

(3)　専門機関等諸機関[32]の取り組み

前述の通りICAO，IMO，IAEAがそれぞれ民間航空、海上航行および核物質防護の分野におけるテロ対策のためイニシャティブをとり、計8つのテロ防止国際条約を成立させたのをはじめ、他の諸機構も積極的な対応を示した。

IAEAは、9.11事件後、その活動の総点検を実施し、核テロリズムの脅威と

31）Report of the Secretary-General on Measures to Eliminate International Terrorism（A/59/210）（11/8/2004）.

32）専門機関等諸機関のテロ対策への取り組みについては、安保理対テロ委員会議長報告（S/AC.40/2003/SM.1/2）に各機関からの報告が記載されているほか、各機関ホームページ該当部分参照。

して、①核兵器の盗難、②核兵器取得ないし放射性危険物放出目的のための核物質の取得、③放射性危険惹起目的のための他の放射性物質の取得、④放射性危険を惹起する核施設に対する暴力的行為の４つがあるとの判断の下に上記②以下の３つの問題について対策の検討を継続している。

IMOは、９.11事件後、その主要な活動目的に従来よりの海上安全（maritime safety）および海洋環境保護（maritime environment protection）のほか海上安全保障（maritime security）を追加し、2002年12月海上安全保障に関する外交会議を開催し、一層のテロ対策を講じた。

世界保健機関（WHO）は、生物・化学兵器に関する保健上の対策、感染病対策および食品安全ガイドライン作成について協力を推進しており、とくに炭疽菌、天然痘その他伝染病の世界的規模の発生への対処能力の向上に取り組んでいる。

万国郵便連合（UPU）も郵便物の安全輸送面で国際協力を進め、ICAO、IAEA、WHO等関係機関と連携して、非常時の対策強化に努めている。

Interpolは、テロとの戦いを重点領域と位置付け、加盟国警察当局との緊密な連絡の下に各国・地域テロ情勢の把握、具体的容疑者の個人情報を含む情報交換・捜査協力を実施している[33)]。

33）Interpol Fact Sheet TE/01 “The Fight against International Terrorism”（http://www.interpol.int）.

Ⅲ　EUにおける取り組み

1．EU諸国におけるテロの脅威の性質の変化――各国固有（民族主義的、分離主義的）のものから共通化へ

欧州地域諸国におけるテロの歴史は古く、例をあげれば枚挙に暇がない。関係主要国について主なものだけでも次のようなものがある[34)]。

イ．スペイン

バスク祖国と自由（ETA）（北スペイン・バスク地方の少数民族独立主義者のテロ組織）

ロ．フランス

ブルターニュ解放戦線（FLB）（フランス・ブルターニュ地方の分離独立を要求するケルト系民族のテロ組織）

コルシカ民族解放戦線（FLNC）（コルシカ島のフランス政府からの分離独立を目指すコルシカ人民族派のテロ組織）

Action Directe（反米、反NATO闘争を行うアナーキスト系テロ組織）

ハ．英国

アイルランド共和国軍（IRA）（北アイルランドの英国領からの離脱とアイルランドへの統合を要求して英国政府及びプロテスタント系住民を攻撃するカトリック系テロ組織）

ニ．ドイツ

ドイツ赤軍派（RAF＝バーダー・マインホフ・グループ）

ホ．イタリア

赤い旅団（Red Brigades）

ヘ．オランダ

34）欧州を含む世界各地域におけるテロ組織の詳細については、公安調査庁編「国際テロリズム要覧」（2004）参照。

南モルッカ分離運動過激派（RRF）

これら組織の多くは、民族主義、分離主義的なテログループで、反体制テロないし虚無型テログループも含まれているが、前者の場合は攻撃対象は主として自国の国家権力体制であり、地域的活動範囲も比較的限定されていた[35]。しかし、EU諸国の社会文化構造や人種、民族構成が次第に変化し、複合化が急速に進み、政治軍事的にも米国との結びつきが進行するにともない、一部イスラム系住民の不満、反発が蓄積され、イスラム過激派の働きかけを許すような社会環境が醸成されるに至り、共通の新たな脅威に直面するようになった。

2．9.11事件以前のテロ対策

(1) 欧州評議会（Council of Europe）

EU諸国のすべてが加盟している欧州評議会は、欧州におけるもっとも古くからの政治的国際協力機構であり、つとに人権とともに国際刑事法の分野における協力を推進し、とりわけ犯罪人引渡し、司法相互協力等に関する条約を締結してきており、1977年テロ防止に関する欧州条約[36]を採択した。

(2) EU自体も1970年発足した欧州政治協力（EPC）の一環として1975年12月ローマにおける欧州理事会の際英国の提案に基づき内務大臣会議（2年に一度）の発足が合意された。かくして1976年6月TREVIグループ[37]と称される各国治安担当相グループの第1回会合が行われ、テログループに関する情報

35）W.Bruggeman, Countering the threat of Terrorism in the EU in a broader Organised Crime Perspective, Legal Instruments in the Fight against International Terrorism (C.Fijnaht, J.Wouters and F.Naert (eds.)), Martinus Nijhoff Publishers Leiden/Boston 2004,pp.153-155.

36 Council of Europe, EUROPEAN CONVENTION ON THE SUPPRESSION OF TERRORISM, Strasbourg, 27.I.1977 European Treaty Series－No. 90（http://conventions.coe.int/Treaty/en/Treaties/Word/090.doc）.

37）TREVIグループの名称の由来にはローマのトレビの泉や人名等諸説があるが、“Terrorisme, radicalisme, extremisme, et violence international”の頭字をとった略称で

交換が開始された。TREVIグループはあくまでも非公式協議の場であったが、その後、1992年マーストリヒト条約により第３の柱として盛り込まれたEU司法内務協力の一環として域内の犯罪防止および治安対策の強化のため精力的に取り組みがなされる中で、テロ対策も推進されるようになった。
また、テロ対策の対外関係については同条約第２の柱の共通外交安全政策の中でも対処がなされた。

さらに、ユーロポール（Europol）がマーストリヒト条約（K.1(9)）で規定され、主として、麻薬取引、テロその他の越境重大組織犯罪に関する加盟国間警察の情報交換・協力を目的とした。1993年６月の司法内務閣僚会議でまずユーロポール麻薬対策ユニットの設立が合意され、1994年から活動をスタートした。その後協力が拡充され、1995年ユーロポール条約の締結により、独立の法人格が与えられることとなった。1998年ユーロポール条約が発効し、1999年７月１日ユーロポールは全面的に活動を開始した。テロ対策もその主要な任務に含められたが、主任務は、麻薬対策におかれた。ついで1997年のアムステルダム条約によりユーロポールにオペレーショナルな役割が与えられ、加盟国の治安当局間の調整、特別捜査活動をも支援するようになった。

とくに、1999年10月タンペレ（フィンランド）で開催された司法・内務特別欧州理事会おいて採択された議長国総括（タンペレ司法内務協力プログラム（2000－2004））は、EUの「自由、安全、公正の地域」目標に向かって加盟国間の司法、警察協力の中期計画を詳細に策定したもので、対犯罪協力（IX. Stepping up co-operation against crime）の中でユーロポールとともにユーロジャストについても規定されたが、テロ対策自体は、とくに大きくは取り上げられず、テロリズムとの戦いという言葉が麻薬、人身売買との戦いと並立した形で一言言及されたのみであった。

もあるされている（Timothy Bainbridge, Penguine Companion to European Union, Third Edition 2002 London）.

3．9.11事件以後のテロ対策の強化、組織化

(1) 事件直後のEU司法・内務理事会審議および特別欧州理事会決定[38)]

9.11事件に際しては、EUは、事件発生とともに極めて迅速に行動した。テロ対策については丁度一週間前に欧州議会の勧告（2001.9.5）中に折り込まれていたことも行動の迅速化を助けた。

直ちにユーロポールにおいて20名からなるテロ対策専門家タスクフォースを設置したのをはじめ、テロ攻撃について米国との強い連帯を表明し、EU関係機関において以下のような一連の施策がとられた。

2001年9月20日、EU司法・内務理事会（加盟国の法務・内務大臣より構成されるEUの司法・内務分野の最高決定機関）は、ブラッセルで緊急会合を開催し、9.11事件の事態をも考慮した措置として、「EU域内におけるテロとの戦いを加速させるための諸措置」を決定した[39)]。

その中で、テロ対策の観点からも、次の諸協力の推進のため一層の努力をすべきこととされた。

イ．司法協力（加盟国とユーロポール間協力の促進（専門家の派遣等）

ロ．警察・情報機関間協力（加盟国テロ対策警察当局および情報機関首脳の定期的会合、情報交換の強化措置）

ハ．テロ資金規正

ニ．国境管理(不法出入国・在留情報の活用、個人データの保護規制の緩和)

ホ．米国との協力関係の緊密化

ついで、2001年9月21日、EUは、9.11事件後の国際情勢を分析し、EUと

38）C.Fijnaht, The Attacks on 11 September 2001, and the Immediate Response of the European Union and the United States, Legal Instruments in the Fight against International Terrorism（C. Fijnaht, J. Wouters and F. Naert（eds.）), Martinus Nijhoff Publishers Leiden/Boston 2004.

39）Conclusions adopted by the Council（Justice and Home Affairs）Brussels, 20 September 2001（SN 3926/6/01）「9.11事件の事態をも考慮した」(In the light of the attacks in the United States on 11 September）措置として、「EU域内におけるテロとの戦いを加速させるための諸措置」を決定した。

しての行動に必要な推進力を与えるためにブラッセルで各国首脳レベルの特別欧州理事会を開催し、「結論および行動計画」(Conclusions and Plan of Action of the Extraordinary Council Meeting)[40]を決定した（68の措置を採択)。

（イ）米国との連帯と協力

この攻撃は、われわれの開かれた民主的で、寛容な多文化社会に対する攻撃であり、国連安保理決議1368に基づく米国の反撃（riposte）は正当である。EU加盟国は、各国がそれぞれの手段によって、この行動に参加する用意がある。この行動は、よく標的を定めたものでなければならず、かつテロリストを援助し、支持し、匿う国々に対するものとなろう。また、テロに対抗するため、国連の下、可能な限り幅広い世界的協調を呼びかける。

（ロ）テロと戦うための欧州の政策（行動計画）

①警察・司法協力の強化

欧州逮捕令状（European arrest warrant）の創設とテロについての共通の定義の採択

欧州内のテロ容疑者とその支持組織の共通リストの作成

ユーロポールおよび米国の関係当局との協力等

②国際的な法的手段の発展

テロ対策に関する既存の国際条約の速やかな発効

国連の下でのテロ対策のため条約作成に関するインド提案への支持等

③テロの資金の断絶

テロの資金と戦うために必要な措置、とくにマネーロンダリングに関する指令の拡張と資産凍結に関する枠組み決定の採択

テロの資金源抑止のための国連条約への早急な署名・批准等

④航空安全の強化

武器の分類、乗務員の技術教育、預かり荷物のチェックおよびその

40）Conclusions and Plan of Action of the Extraordinary Council Meeting on 21 September 2001.

追跡、コクピットへのアクセスの防止等の措置

⑤EUによる世界的規模の行動の調整

外相理事会をテロとの戦いのための調整・推進役とすること等

(2) 欧州逮捕状・引渡しに関する枠組み決定

加盟国当局間における手続きの簡素化に資する欧州逮捕状は、刑事司法・警察協力の一環として協議が進められ、伊の反対で難航したが、2001年12月妥協が成立し、2001年12月６、７日司法内務理事会[41]で欧州逮捕状に関する枠組み決定について政治的実質合意がなされ、2002年２月６日欧州議会承認の後、2002年６月13日欧州逮捕令状についての理事会枠組み決定（Council Framework Decision）[42] が行われた。

本来、逮捕状はいずれの国家も他国の発した令状を執行する義務なく、通常自国法上も犯罪を構成し、罰しうる場合のみ執行しうることとされていたが、上記理事会決定によりEU加盟国は他の加盟国の発する逮捕令状を執行する義務を負うこととなったことにかんがみパラダイムシフト的意義がある[43]とされる。

(3) テロ対策枠組み決定

2001年９月19日欧州委員会の提案に基づき、2001年９月21日特別欧州理事会において上記の通りテロ犯罪に関する共通定義を詰めるよう指示がなされた。2001年10月19日、ゲント（ベルギー）における欧州理事会でテロの定義につき2001年12月６、７日までに合意するよう指示がなされ、同年12月６、７日司法内務理事会[44]でテロ対策枠組み決定につき暫定的政治的合意が成立した。テ

41）239 Council Meeting （Justice, Home Affairs and Civil Protection), Brussels, 6 and 7 December 2001.

42）Council Framework Decision of 13 June 2002 on the European arrest warrant and the surrender procedures between Member States［2002］OJ L190/1.

43）J. Wouters and F. Naert, Police and Judicial Cooperation in the European Union and Counterterrorism: Overview, Legal Instruments in the Fight against International Terrorism （C. Fijnaht, J. Wouters and F. Naert（eds.)), p.113, Martinus Nijhoff Publishers Leiden/Boston 2004.

ロ犯罪について共通の定義および最低／最高刑罰基準を設け、加盟国は、2000年末までに各国刑法の改正等手当てするものである。ついで、2001年12月14―15日、ラーケン（ベルギー）欧州理事会（首脳会議）[45]において、「９月11日の米国テロ事件後のEUの行動」と題する「テロとの戦い」部分の中で、９月21日に決定された行動計画の定められた日程での実施を表明し、テロの定義、テロ組織リストの策定に言及した。

さらに2001年12月27日理事会のテロ対策特別措置[46]の中で、テロ対策として具体的措置をとるに際してのEU加盟国の共通の立場（Common Position）につき合意した。その中で、「テロに携わる者」および「テロ行為」の定義について詳細に規定した。

ついで、2002年２月６日欧州議会の同意が得られた結果、ここに2002年６月13日理事会枠組み決定[47]が採択された。

同決定は、各国の定義の接近化をはかるもので、テロ犯罪、テロ行為者およびテロリスト・グループの定義を規定するとともに、テロ犯罪の広い管轄権を設定し、テロリズムの分野における犯罪行為の構成要件および刑罰に関する最低基準を確立するものである。

加盟国は、この決定に従い、2002年12月31日までに国内法整備を行ない、理事会事務局に報告し、理事会は、2003年12月31日までに各加盟国が所要な措置をとったか査定しなければならない。

(4)　ユーロポールの活動強化とユーロジャストの創設

９.11事件直後、上記の通りユーロポール内にテロ対策部門を設置し、対応

44）239 Council Meeting （Justice, Home Affairs and Civil Protection), Brussels, 6 and 7 December 2001.

45）Presidency Conclusions, Laeken, 14 and 15 December 2001.

46）Council Common Position of 27 December 2001 on combating Terrorism［2001］OJ L344/90.

47）Council Framework Decision of 13 June 2002 on combating terrorism［2002］OJ L164/3.

を強化し、2001年12月６、７日司法内務理事会[48]でさらにユーロポールの本格稼動が進められた。加盟国テロ対策専門機関間の協力体制の確立、欧州におけるテロリストの身元確認、テロ組織リストの策定、米国等第３国との連携の強化がはかられた。アムステルダム条約が規定した加盟国との合同捜査チームの設置を可能とするユーロポール条約の改正議定書を理事会が作成し、さらに、欧州委員会は、ユーロポールの役割強化のための諸措置提案を提出（EU爆発物データネットワーク、テロ脅威・リスク評価共通方式開発等）している。

他方、欧州内司法協力機関としてユーロジャスト（EUROJUST）が創設された。EU諸国間の司法協力についてはマーストリヒト条約でEUの目標の１つとされ、警察協力と並んで推進がはかられ、引渡しを含む諸条約が締結された。アムステルダム条約により司法協力がさらに具体化され、推進され、2001年12月６、７日の上記司法内務理事会[49]でユーロジャスト設置文書についても政治的合意（司法共助・犯罪人引渡し手続き簡素化）がなされ、2002月司法協力のためのユーロジャスト（欧州司法機構）が創設された。犯罪人（テロリスト）引き渡し請求の実施を促進する。ユーロジャストは、独立の法人格をもち、各加盟国より検察官、裁判官、警察官各１名の出向をえて、重大犯罪に関する２ヶ国以上の捜査、起訴についての調整を円滑に行うものとされる。

(5)　対テロ資産凍結措置[50]

テロ資金源対策の重要性に鑑み、麻薬や国際テロに関連する組織・個人へ流れる資金は、９.11事件以前より規制されてきており、犯罪にかかる資金の把握、追跡、凍結、没収に関する1998年12月３日措置[51]および2001年６月26日

48）239 Council Meeting（Justice, Home Affairs and Civil Protection）, Brussels, 6 and 7 December 2001.

49）同上。

50）M.Kilchling, Financial Counterterrorism Initiatives in Europe, Legal Instruments in the Fight against International Terrorism（C. Fijnaht, J. Wouters and F. Naert（eds.）), Martinus Nijhoff Publishers Leiden/Boston 2004.

枠組決定[52]ががなされているが、同事件以後、上記特別欧州理事会決定や安保理決議1373に従い、これら資金を絶つための規則を再三改訂し、協力措置の強化がはかられ、上記2002年６月13日のテロ枠組み決定においても違反者への処罰規定が折り込まれた。オサマ・ビン・ラーデン、アルカイダ、タリバン関係者・組織への資金流出禁止についても理事会規則が決定がされている[53]。

（6） EUにおける新たな動向――「ヘーグ・プログラム」と「シェンゲン・プラス」協定

先のタンペレ司法内務協力プログラム（2000－2004）の後継長期計画として2004年11月４、５日欧州理事会（ヘーグ）で「ヘーグ・プログラム（2005－2010）」が承認された。同プログラムは、タンペレ・プログラムをさらに発展させ、テロ対策をEUの「自由、安全、公正な地域」実現のため今後５年間において取り組むべき司法内務分野の最重点課題の１つとして位置付け、テロ対策に関する独立の章（2.2 Terrorism）を設け、とるべき対策を詳細に規定した。その中で、2005年末までにテロ活動の過激化、要員確保を助長している諸要因に対処する長期戦略を策定するとしている。欧州委員会は、ヘーグ・プログラム実施のための「行動計画」を策定したが、その中で、テロ対策は、地球的対応（global response）が求められているとしてEUの最優先課題の１つと位置付

51）Joint Action of 3 December 1998 adopted by the Council on the basis of Article K.3 of the Treaty on European Union, on money laundering, the identification, tracing, freezing, seizing and confiscation of instrumentarities and the proceeds from crime (98/699/JHA), [1998] OJ L331/1.

52）Council Framework Decision of 26 June 2001 on money laundering, the identification, tracing, freezing, seizing and confiscation of instrumentalities and the proceeds of crime (2001/500/JHA), [2001] OJ L182/1.

53）Council Regulation (EC) No.881/2002 of 27 May 20002 imposing certain specific restrictive measures directed against certain persons and entities associated with Usama bin Laden, the Al-Qaida network and the Taliban, and repealing Council Regulation (EC) No 467/2001 of 6 March 2001 prohibiting the export of certain goods and services to Afghanistan, strengthening the flight ban and extending the freeze of funds and other financial resources in respect of the Taliban of Afghanistan,2002 OJ L 139/9.

け、「統合され一体性をもったアプローチ」(integrated and coherent approach) をもって①テロ活動にかかる情報交換②欧州におけるテロ現象理解のためテロリスト育成洗脳プロセス、テロリストの考え方・運動が根を張る環境分析③テロ資金の流れの規制④第３国との緊密な協力・対処能力向上支援⑤テロリズムのルーツの手当が重要となると指摘している。

さらに、EUにおいては一部諸国による先行的な行動もみられ、2005年５月28日ドイツのプルム（Prum）においてEU７ヶ国（フランス、ドイツ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、スペイン、オーストリア）がテロ対策をはじめとする締約国警察間の越境協力推進（enhancement of cross-border cooperation of the police）のための協定に調印した。同協定は、EU内でははじめてデジタル指紋データ等の交換により不法入国者の身元の割り出しをも可能にするものみられており、締約国の多くがシェンゲン第１次、第２次協定の当事国と同じであることから、“Schengen Plus” Agreement、“Schengen Ⅲ” Agreementとも呼ばれ、注目されている。

Ⅳ　テロと人権問題

⑴　テロと人権のかかわり――人権への影響の認識の広がりと深化

テロとの関係において、人権が問題となるのは、第１に、当然のことながらテロ行為の対象となった犠牲者の人権（生命、身体、自由等）である。これにはテロ行為の直接の目標とされた特定対象者の人権とテロリストが直接の目標とはしなかったが、テロ行為に巻き込まれてしまった不特定一般市民（同上）の人権の双方が含まれる。

従って、テロ事件が発生すれば、まず、テロ行為の直接被害者の人権侵害が問題とされ、テロ行為が糾弾され、その防止策がとられることとなる。例えば、「人権とテロリズム」と題する国連総会決議（56/160）[54]が主文第２項でテロリズムは「恐怖から自由に生活する権利、生命、自由、安全の権利」を侵害するものであることを強く非難するとしているのはこの観点からである。

第２に、テロ対策が強化、拡大されるにともない、そのことによって影響を受けることになる一般市民（内国民、外国人）の人権の侵害、保護も問題とされるようになる。この場合、侵害ないし影響を受ける人権は、思想、信教、表現、集会、プライバシー、通信・信書、出入国在留、留学等を含む広汎な範囲に及ぶ。

第３に、近時は、テロリストの厳しい取り調べが行われ、行き過ぎの事例等が報道されるにともない、テロリスト・容疑者の人権問題（アグレブ刑務所、グアンタナモ基地問題等）の問題も取り上げられるようになった。

テロ事件の頻発および大規模化により国家、国民とも半ばパニック状態に陥り、当局は、その再発を阻止すべく万全な対策を取ることに全精力を傾注しがちであり、人権への配慮はなおざりないし二の次になりがちである。テロとの戦いにおける人権問題を考える場合、上記ケース全体を総合的に考察しなければならない[55]。

⑵　国連総会における人権面の取り上げ方の変化

国際機構がテロリズムと人権のかかわりについて触れたのは、1993年ウイーン世界人権会議宣言[56]がはじめてであり、同宣言において、テロリズムの行為、方法及び実行は、そのすべての形態と発現において人権、基本的自由、民主主義の破壊を目的とした活動であり、国家の領土保全、安全に脅威を与え、正当に構成されている政府を不安定にするものであり、国際社会は、テロリズムの防止とそれとの戦いのため協力を強化する所要の措置をとるべきであるとされた。これを受けて、国連総会は、1993年以来2005年までに人権問題とテロリズムに関する12の決議を採択してきているが、そのうち2001年12月採択決議

54）UN. General Assembly Resolution（A/RES/56/160）adopted on 19 December 2001.

55）P. Lemmens, Respecting Human Rights in the Fight against Terrorism, Legal Instruments in the Fight against International Terrorism（C. Fijnaht, J. Wouters and F. Naert（eds.）), Martinus Nijhoff Publishers Leiden/Boston 2004.

56）Vienna Declaration and Programme of Action,1993 Vienna World Conference on Human Rights（A/CONF.157/23）.

までの「人権とテロリズム」と題する議題の下で採択された6決議は、一貫して①あらゆるテロ行為を強く非難し、②犠牲者との連帯を表明し、③人権を含む国際基準、国際法に従いつつテロの防止、撲滅のための実効的措置をとり、④地域的、国際的協力を行うよう各国に要請し、⑤テロリストによる人権侵害を糾弾するという趣旨のものであった。つまり前記第1カテゴリーのテロの直接犠牲者の人権を第一義的にとりあげたものであった。

これに対し、第2カテゴリーの一般市民の人権にもテロ対策実施に際し十分留意する必要があることを明確なかたちで言及するようになったのは「テロ対策実施に際する人権と基本的自由の保護」との議題の下で決議が採択されるようになった2002年12月採択決議以後である。後者の決議（A/RES/57/219）[57]においては、①各国家はいかなるテロ対策も国際法、とくに国際人権、難民、人道法の下の諸義務に合致するよう確保することを確認する、②テロ対策実施に際しては各国が人権に関する国連諸決議・決定ならびに人権委員会特別手続メカニズムの諸勧告、人権諸条約の諸見解を考慮するよう勧奨する、③国連人権高等弁務官に対しテロ対策実施に際する人権保護の問題をあらゆる資料に基づき調査し、国家の人権保護義務について一般的勧告を行うよう要請する、④事務総長に対し人権委員会および総会に対しに同決議の実施につき報告するよう求めている。後者の議題の下でその後に採択された決議は概ね同様の内容のものとなっているが、2003年12月採択決議（A/RES/58/187）は新たな点として、①各国家に対しテロ対策に従事する国内官憲に上記諸義務の重要性につき啓発するよう要請する、②国連人権高等弁務官に対しテロと人権に関する法文献集[58]を歓迎し、定期的に更新し公表することをを要請するとしている。さらに、2004年12月採択決議（A/RES/58/187）は新たな点として、①各国は、国際自由権条約上人権には如何なる状況下においても例外的取り扱いが許されない

57）U.N. General Assembly Resolution（A/RES/57/219）adopted on 18 December 2002.

58）Digest of Jurisprudence of the United Nations and Regional Organizations on the Protection of Human rights while Countering Terrorism（http://www.unhchr.ch/html/menu6/2/digest.doc）.

（non-derogable）権利を尊重する義務があることを確認する、②テロとの戦いにおいて安保理および同対テロ委員会と人権関係諸機関、とくに人権高等弁務官との間の進行中の対話を歓迎する、③テロ対策実施に際する人権保護についての独立専門家の任命に謝意を表し、同専門家が報告作成に際し本総会期間中の論議を考慮に入れよう要請するとしている。

一方、2002年12月以後も「人権とテロリズム」と題する従来型決議も採択されてきているが、この中にも人権に配慮した条項も含まれるようになった。2004年12月採択された決議（A/RES/59/195）の骨子は次の通り。

① テロは人権、基本的自由と民主主義を破壊し、複合的市民社会（undermine pluralistic civil society）を阻害するもの、

② 生命、自由、安全の権利の侵害を強く非難、

③ テロリズムといかなる宗教、国籍、文化を結びつけてはならない、

④ 多数の市民が巻き込まれ、犠牲者となっていることを憂慮、

⑤ 国連人権弁務官に対しテロリズムにかかわる問題検討に際しては、個人の人権の享有に対する深刻な影響との関係を含め問題を総合的にとらえる方法をとるよう要請する。

このような中で、安保理対テロ委員会としては、人権自体は同委員会のマンデート外であるが、できるだけ人権面に留意し、人権関係機関との連携に努める旨を表明している。

⑶ 国連人権委員会および国連人権弁務官の役割

国連総会の審議と並行して、国連人権委員会も1994年以来人権問題とテロリズムに関し決議を採択するようになり、人権促進保護小委員会に対し人権専門家の観点から人権問題とテロリズムに関する調査研究の実施を要請した。人権促進保護小委員会は、1994年委員の１人に作業ペーパーの作成を依頼したがその提出なきまま1996年８月ギリシャの国際法学者Mrs.Kalliop K. Koufaに同作業を委嘱し、1997年同ペーパーが提出された。その結果、同氏が同小委員会により改めて特別報告者に任命され、人権問題とテロリズムに関するさまざまな問題点を整理した報告書が提出された[59]。人権NGOの中からも行き過ぎたテ

ロ対策による一般人の人権侵害について強い懸念が表明されていた。

一方、1993年創設された国連人権高等弁務官は、それまでとくに目立った活動はみられなかったが、９.11事件後、2002年３月メアリー・ロビンソン第２代国連人権高等弁務官（元アイルランド大統領）は、国連人権委員会第58会期の開会日の演説の中で安保理対テロ委員会に対して人権保護の役割の主軸となるべきであるとの問題提起を行い、本件を担当する独立専門家の任命が検討されたが、結局同年12月次の任務を国連高等弁務官に与えるとの決議が採択された[60]。

① テロとの戦いにおける人権と基本的自由の保護の問題の検討
② テロとの戦いにおける人権と基本的自由の促進と保護のため国家の義務について一般的勧告
③ テロとの戦いにおける人権と基本的自由の保護のため希望する国及び国連関係機関への支援・助言

2004年10月ルイーズ・アーバー第４代目国連人権弁務官より、総会決議（58/187）に従い本件に関する報告書（A/59/428）[61]が提出され、その中で、①加盟国の見解、②国内テロ対策措置と特別人権機関、条約監視機関、③人権小委員会、④条約監視機関、⑤CTC取り組みの緊密な関係保持について説明が行われるとともに、結論として人権委員会の特別手続担当者および人権諸条約監視機関ともテロ対策実施に際する人権問題については深い関心を有しているが、各国のテロ対策の国際人権法上の諸義務との適法性（compatibility）については十分時間をかけ、しっかりした対応が出来ないのが実情であり、改善策が必要であるとの見解が示された。

さらに、2004年６月テロとの戦いにおける人権と基本的自由の問題に関し国連人権委員会の特別報告者、独立専門家、作業部会委員長が一堂に会した機会

59）E/CN.4/Sub.2?Sub.2?2003/WP.1.
60）A/RES/57/219.
61）Study of the United Nations High Commissioner for Human Rights （A/59/428).

における共同声明の中で、あらゆるテロ行為を明確に糾弾しつつも人権面の取り扱いの現状に憂慮の念が表明された[62]。

なおアルカイダ要員等テロ容疑外国人の裁判を行う米国軍事委員会についても、これら容疑者の人権という観点から批判的見解が少なくないが、キューバ・グアンタナモ基地において長期にわたり身柄を拘束されているテロリスト容疑者の待遇や人権問題についても論議がなされている。同問題は、国連人権委員会においても取り上げられ、一部の国より人権専門家達による現地視察実施を要求する決議案が提出されたものの、2005年４月、同決議案は、米国政府も国際赤十字委員会の訪問は以前より認めていることもあり、賛成国が少なく、結局賛成８（キューバ、グアテマラ、メキシコ、スーダン、南ア、ジンバブエ、マレーシア、中国)、反対22、棄権（23）をもって否決された[63]。

(4) 国連事務総長・国連首脳サミット

国連事務総長は、前記の通り総会および安保理に対する諸報告の中で、再三にわたり人権に対する配慮の必要性を力説してきているが、国連事務総長報告（In larger Freedom）の中でテロとの戦いの戦略の５つの柱の１つとしで「人権の防衛」（Our strategy .... must defend human rights）を挙げている[64]。

また、2005年９月採択された国連首脳会議採択文書（2005 World Summit Outcome document）の中でも「85．我々は、テロと戦うための国際的な協力は、国連憲章や関連諸条約を含む国際法に従って実行されなければならないことを認識する。加盟国は、テロと戦うためにとるいかなる措置も、国際法、特に国際的人権、難民及び人道法の下のあらゆる義務を遵守するものであることを確保しなければならない。」と述べ国際的人権の遵守の必要性を強調してい

62）Joint Statement on the Protection of Human Rights and Fundamental Freedom in the Context of Anti-Terrorism Measures, UN Pess release 25 June 2004.

63）UN Press release on Action on Resolution on Organization of the Work of the Commission on Human Rights, 21 April 2005.

64）In larger freedom: towards development, security and human rights for all, Report of the Secretary-General（www.un.org/largerfreedom/contents.htm）, para. 88.

る[65]。

(5) EU・その他国際・地域機構での人権面の取り扱い

EUおよびその他機構においてもテロと人権問題の関係については強い問題意識が持たれている。

9.11事件の後、2001年11月29日欧州評議会事務局長および欧州安全保障協力機構（OSCE）民主制度・人権事務所（ODIHR）長は、国連人権高等弁務官との連名でテロとの戦いにおいてとるいかなる措置も正当な国家安全保障上の必要と基本的人権との間の公正なバランスを保ったものでなければならない旨の共同声明を発表した[66]。

2002年6月13日のEU理事会テロ対策枠組決定も、あくまで基本的人権の尊重の原則に立脚するものであり、本枠組決定のいかなる部分も争議権、集会・表現の自由等の人権を制約することを意図したものと解してはならない旨明記している。

さらに2002年7月11日欧州評議会閣僚委員会は、テロとの戦いにおいて人権面に十分配慮すべき旨を定めた詳細なガイドラインを採択し、加盟国にその遵守を求めた[67]。

V 国際機構の役割と限界

国際機構は、これまでさまざまな分野における国際協力において極めて有用

---

65) 2005 World Summit Outcome document（A/RES/60/1）.

66) Human Rights and Terrorism: Joint Statement by Mary Robinson, UN High Commissioner for Human Rights, Walter Schwimmer, Secretary General of the Council of Europe, and Ambassador Gerard Stoudmann, Director of the CSCE Office for Democratic Iustitutions and Human Rights on 29 November 2001.

67) Guidelines of the Committee of Ministers of the Council of Europe on human rights and the fight against terrorism, adopted on 11 July 2002.

な機能を果たしてきているが、テロとの戦いにおいては、とくに重要な役割を有している。

1．積極面

⑴　対テロ国際協力の中軸・推進基盤

テロ対策は、越境諸問題を扱うので一国のみでは対処できず、広範囲にわたる国際協力が必要であり、国際機構は、ともすればバラバラに進みがちな各国のテロ対策に指針を与え、調整を図りつつ、有効な対テロ国際協力を推進するための中軸・推進基盤となりうる。

国連システムにおいては、国連総会および安保理が中心となり、相互に緊密に連携し、また専門機関の活動にも留意しながら国際協力を推進している。各機関とも相互関係の調整には腐心している。前述の通りとみに重要となってきている国連システム内の人権面に関しても人権高等弁務官が多数の関係機関の調整の役割を果たしつつある。全体の統括は、事実上国連事務総長が行うかたちとなっており、重要な役割を果たしている。

国連システム全体における情報共有、連絡協力については国連薬物犯罪事務所テロ防止部（Terrorism Prevention Branch of the Office on Drug and Crime, Vienna）が諸制約の下その任に当たっている。

⑵　協力の政治的推進力、ガイドラインの策定

テロ対策が実効的に推進されるためには協力の政治的推進力が必要であり、国際機構は、国際社会の名においてこれを進めるという正当性、権威付けを与えうる。しかもその意思決定を行う場を閣僚レベル、首脳レベル（サミット）に設定し、その正当性、権威をさらに高めることが可能である。実際にもミレニアムサミット、国連60周年記念サミットにおいて重要な宣言が用意され、最高レベルでの決定が演出された。細目は、後回しにして、基本枠組み、ガイドラインの策定も行われる。

⑶　強制力をもった実施

世界政府が存在せず、独立、平等な主権国家が並存する今日の国際社会では、いずれの国際機構も、国際司法裁判所を除き、原則として各国を拘束する決定

を行うことができないが、例外的に国連安保理のみは国際の平和と安全にかかわる国連憲章７章の規定に従い行動する場合、他の加盟国を拘束する措置をとることができる。このようなかたちで安保理はこれまでも制裁措置をとってきた。テロとの戦いにおいて安保理が拘束力ある措置を採択すれば各国はこれに従う法的義務があるのである。

⑷　国際条約の整備―国際立法

すでに13条約が締結され、テロ防止条約網が出来上がっており、加盟国数も着実に増加してきている。さらに条約締結を要する分野も多く、このような「国際立法」は今後ともますます必要になるであろう。

⑸　人権面への配慮強調・監視の司令塔

テロ対策については、個々の国家は、できるだけ実効的な強権発動による措置をとろうとして、人権面は２次的にしか手当てしないのが通常であるので、とくに人権面への配慮の重要性については、国際機構が最も効果的に強調、啓発しうる立場にある。国連人権委員会および国連高等弁務官は、人権面への配慮については監視の司令塔としての使命を有していると言うべきであろう。

⑹　専門分野・地域協力諸機関の役割

専門機関もそれぞれの専門分野での最高権威を主張でき、イニシャティブを発揮することが期待されている。EU等の地域協力諸機構もそれぞれの地域特有の実情にあわせて、地域所属の諸国家の中心となって共通目的に向かって国際協力を推進する基盤となる。

２．問題点と限界

⑴　テロの定義・対象に関する不一致、曖昧さ、恣意性

テロをめぐる問題の根底にテロの定義自体の問題が存在する。EUは、テロの定義につき合意を得ることに成功したが、国連システムにおいては、テロの定義問題は、国連総会アドホック委員会および第６委員会における包括的テロ防止条約交渉で最後の難関となっており、いまだに合意が成立していない。テロは、目的、動機の如何を問わず、形式的に構成要件の規定のみで足りるとの

多数の国に対し、イスラム諸国が占領や植民地主義に抵抗する者の行為はテロには該当しないとの免責条項に固執しているためである。アナン事務総長は、国連総会第60会期における同条約成立に最大限の努力をすべきであるとし、前記2005年９月国連首脳会議採択文書にその旨明記された（第83項）が、2005年12月までに合意は得られなかった[68]。

現実には、テロの定義は、国毎に微妙に異なり、テロ団体指定も国ごとに異なっているのが実情である。このようにテロの定義がいわば同床異夢となっている結果、法規制の執行の態様も国毎に異ならざるを得ず、状況をさらに困難なものにしている。

⑵　対象テロ組織に関する個別国家利益の多様性

米国は、国務省が指定するテロ組織のリストを公表しているが、これは、米国の国家利益からの一方的なものであり、国際的に承認を受けたものではない。同様に、ロシアは、チェチェン分離主義者をテロ組織とし、インドもカシミールでテロ活動を行うパキスタン系組織をテロ団体としている。中国も辺境で反中国活動を行う組織をテロ団体とする。このように、対象テロ組織に関する個別国家利益は、多様であり、テロとの戦いというスローガンで一致が得られても戦う相手先は、かなり同床異夢的要素が強い。従って、テロとの戦いという場合も国際協力の内容および連帯性にはおのずと限界がある。

⑶　多数のフォーラム間の連携、整合性、一体性の確保困難

多数の国際機構は、それぞれ固有の加盟国から構成されており、これら異なる加盟国が主導する国際機構間の連携・協力関係には加盟国の利害の不一致から生ずる一定の限界がありうる。

⑷　超大国等の利害不一致による単独・個別行動

米国は、国連の決定にしたがうというより自国の意向に国連を従わせるとの

68）SG/SM/10242/Rev.2 GA/L/3293/Rev.2 01/12/2005 （“Secretary General Disappointed No Agreement reached in Legal Committee on Comprehensive Terrorism Convention”）

基本戦略であり、唯一の超大国となった米国の世界政策によって国連におけるテロとの戦いの国際協力も大きな影響を受けざるを得ない。

(5) テロの発生・増殖根本原因への接近・対応の必要

テロとの戦いは、形式的に対応する限り大きな限界があり、その成功は、覚束ないのが実情といえよう。テロとの戦いに正面から取り組むためにはテロの発生・増殖根本原因への接近・対応は避けることができない。イスラム過激派の勢力を弱め、その引き起こすテロ事件を少なくするためには、やはり中東和平プロセスの局面を根本的に打開する道を探ることがどうしても必要となってくる。急がば回れである。欧州における近時のイスラム過激派系テロ事件の頻発にも鑑み、欧州評議会[69]やEUは、テロの原因究明の必要を感じ始めている。米国においては、中東における米国のイメージ改善に取り組む姿勢は示しているが、根本原因への真剣な接近の努力はまだまだのようである。

Ⅵ 結語

以上においてテロとの戦いを国際機構の観点から専らみてきたが、国際機構を構成する各国家の国内におけるテロとの戦いの視点からも併せ考察することが重要である。主要国のテロ対策立法については米国の愛国者法や英国のテロ特別法などのように人権諸団体より多くの問題点が指摘されているものが少なくない。にもかかわらず、テロをめぐる情勢はますます予測を困難にしており、テロとの戦いに取り組む主要国の対応も真剣度を深め、テロとの対決姿勢を一段と強めている。

9.11事件は世界のテロとの戦いの様相を大きく変えたが、2004年3月11日

69) Peter Schieder, Anti-Terrorist Measures and Human Rights from the Perspective of the Parliamentary Assembly of the Council of Europe, Wolfgang Benedek and Alice Yotopoulos-Marangopoulos (eds.), Anti-Terrorist Measures and Human Rights, Martinus Nijhoff Publishers Leiden/Boston 2004.

のマドリードの列車爆破事件に引き続き、2004年７月７日発生したロンドンでの同時爆破テロ事件も、欧州、とくにEU諸国のテロへの対応に大きな変化を引き起こしつつある。大規模テロ事件の発生の度毎に被害国の政府及び国民は、受けた衝撃のあまりテロ対策の強化に全精力を傾ける。英国も、当時EU議長国の地位をフルに利用しテロとの戦いに勝利するためには人権の制限もある程度やむなしとの観点から司法内務上の諸提案を行った。

このような各国家の対テロ対策が国際法上の人権規範に合致しているか、過度の対応がなされていないかどうか点検を行いうるのがまさに国際機構であり、国連システムにおいてこの点についての問題意識が深まり、ようやくそのような方向に向かって体制が出来はじめていることはよろこばしい。それがどれほど有効なシステムに発展しうるか不透明であるが、そのような問題意識が生まれてきたこと自体評価できることであり、国際機構としての国連がそのような機能を果たしうるまでに成長しつつあることを物語るものである。2006年３月15日採択の国連総会決議（A/RES/60/251）[70] により国連人権委員会の人権理事会への改組が決定されたが、この組織改革がテロとの戦いにおける人権への配慮の面でどのような変化、発展をもたらすかは十分注視する必要があろう。テロとの戦いにおける国際機構の役割としては、テロ撲滅のための緻密な国際協力を構築し、実施することが最も重要であることは勿論であるが、とりわけ個別国家レベルではともすればなおざりにされがちな上記のような人権配慮を強く訴え、システムの一部として組み込むことを努力する役割は今後ますます重要となるであろう。（了）

70）U. N. General Assembly Resolution（A/RES/60/251）（Human Rights Council）adopted on 15 March 2006.

Keio Jean Monnet Workshop for EU Studies
Article on EU Law and Governance

The Role of International Organizations in the Fight against Terrorism and the Question of Human Rights: Integrity and Limitations of the Counter-Terrorism Measures taken by the United Nations System and the European Union

ISHIGAKI Yasuji

International terrorism poses today as a global threat. In the fight against terrorism, the international organizations have vital roles to play.

Both the United Nations system and the European Union have a long history in coping with terrorism and, since the happening of the 9.11 tragic event, both organizations have accelerated their efforts to combat terrorism.

In the case of the UN, the Ad Hoc Committee established by the General Assembly and the Counter-Terrorism Committee established by the Security Council are the two key organs and various international conventions on terrorism have been concluded and the CTC has been endeavoring to coordinate the activities of member states and the international organizations concerned. Currently the protracted negotiatons on the draft Comprehensive Counter-Terrorism Convention are underway focusing upon the question of definition of terrorism.

On the other hand, the European Union has successfully taken the decisions on the frameworks on Terrorism, Arrest Warrant and Eurojust among others, strengthening police and judicial cooperation among the member states.

However, serious concerns have also been expressed that while combatting terrorism the human rights are adversely affected due to the excessive

anti-terrorism measures taken by various governments. The UN General Assembly resolutions have requested the High Commissioner for Human Rights to examine the question and report to the GA and the Commission on Human rights for appropriate action.

Efforts have been made for the coordination of various measures taken by different international organizations but there remains much to be improved. The limitations have also been felt on the extent of effective counter-terrorism measures to be taken by international organizations as the member states represented in each organization differ and on the crucial issues the member states including a superpower tend to act primarily from their own national interests.

For the sake of legitimacy and effective action of international organizations, they should continue to uphold the principle of strict observance of human rights while combatting terrorism and also to look into the root causes of international terrorism.